

令和2年5月22日

白河市内の飲食店の皆様へ



飲食店応援！前払利用券 取扱店募集について



 白河商工会議所

このたび、福島県より委託を受け、「プレミアム付き前払利用券」を発行いたします。
プレミアム付き前払利用券を各飲食店が販売することにより、即座の現金収入の確保と飲食店の利用促進を図ることを目的に実施します。

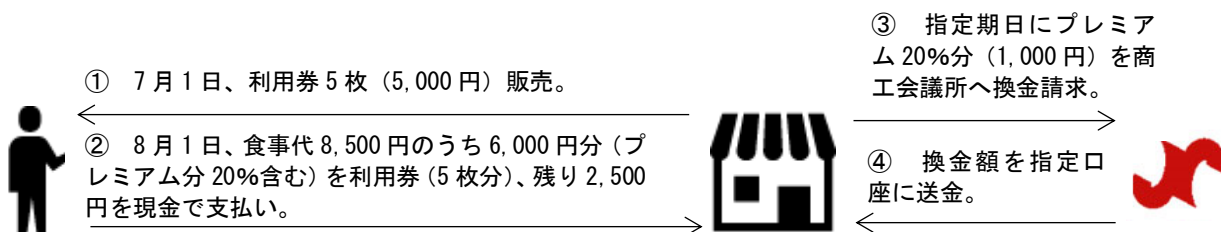
つきましては、『募集要項』を熟読のうえ、要件を満たす市内飲食店を募集いたしますので、6月12日（金）17時までにお申込みをお願いいたします。

利用券のポイント

- ① 利用券は、白河商工会議所で配布。個人店 900 枚、法人店 1,800 枚を上限。
- ② 取扱店の手数料 不要。
- ③ 各店舗がお客さまに利用券を店頭で販売。販売は現金のみ。
- ④ 個人店・法人店で、プレミアム率が違う。個人店 20%・法人店 10%。
- ⑤ 販売価格は、1枚 1,000 円。1人あたりの購入限度なし。
- ⑥ 販売期間は、令和2年7月1日（水）～9月30日（水）まで。
- ⑦ 利用券の有効期限は、令和3年1月末日まで。
- ⑧ “前払”とうたっているが、購入日から利用可能。
- ⑨ プレミアム分を参加店に還元。

（使用例）

7月1日、お客さまがA店（個人店）に利用券5枚購入のため来店し、8月1日にA店で飲食代8,500円利用した場合。



* 販売開始後、購入日から利用可。

《事業実施主体》

白河商工会議所 〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5

Tel:0248-23-3101/Fax:0248-22-1300

メール:cci@shirakawa-cci.or.jp / ホームページ

QRコード



***** 飲食店応援前払利用券取扱店 募集要項 *****

1 「白河飲食店応援プレミアム付き前払利用券」の発行について

新型コロナウイルス感染症の影響で利用が大幅に落ち込んでいる飲食店を応援するため、お店の常連さんやファンに現金で購入してもらう利用券を発行します。手数料は不要です。

この利用券は、飲食店を応援したいという常連さんやファンの想いと頑張っている飲食店をつなげるための利用券ですので、購入したお店でのみ使える利用券となっています。

2 「白河飲食店応援プレミアム付き前払利用券」について

(1) 名称	がんばる ^{おらほ} 地元の ^{エール} 飲食店応援券
(2) 発行者	福島県
(3) 販売責任者	販売する店舗
(4) 取扱対象者	<u>福島県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者</u> ※1 ※1 法人事業者は中小企業者または小規模事業者（資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある事業者に限る。
(5) 取扱枚数	・個人事業主の場合 1店舗あたり1,200円券 <u>900枚</u> まで販売可能 ・法人事業者の場合 1店舗あたり1,100円券 <u>1,800枚</u> まで販売可能 ○個人事業主・・・利用券額面1,200円/枚（プレミアム率20%） ○法人事業者・・・利用券額面1,100円/枚（プレミアム率10%） *ただし、会議所からお店への1回あたりの配布枚数は、個人事業主300枚、法人事業者は600枚までとし、原則3回にわけて配布しますが、 <u>予算額に達した時点で販売数を終了する可能性があります。</u> *そのため、各取扱店は配布された前払利用券を全て売り切ってから、追加配布に申し込めるものとします。
(6) 販売方法	①取扱店での店頭販売（1枚単位で販売） *販売は現金のみとし、クレジットカード決済等は不可とします。 ②取扱店が利用券に店舗名と電話番号を記載し、利用者へ販売する。
(7) 販売価格	<u>販売金額は、1枚1,000円。1枚単位で利用者に販売。</u>
(8) 販売期間	<u>令和2年7月1日（水）～令和2年9月30日（水）</u> *なお、“前払”とうたっておりますが、販売開始後、購入日から使用（取扱い）可。
(9) 有効期限	<u>令和3年1月31日（日）</u>
(10) 使用対象	前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等 *テイクアウトやデリバリーの代金も対象です。
(11) 還元方法	取扱店からの請求により、プレミアム分を白河商工会議所から取扱店に支払います。

3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 前払利用券を購入した取扱店での支払いのみに使用可能です。
- (2) 販売後の前払利用券と現金の交換は禁止します。
- (3) 前払利用券の販売前に所定の箇所に取扱店名・電話番号を記入してください。

- (4) 前払利用券の額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (5) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。
- (6) 前払利用券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

4 取扱店の参加資格

本事業に参加を希望する福島県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者とします。
(法人事業者は中小企業者または小規模事業者（資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある事業者に限る。)

ただし、次に掲げるものに該当する場合は除外します。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団または暴力団員等が営業に関与する事業者
- (2) その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者

5 取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、商工会議所から配布されるポスターを利用者（消費者）の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 商工会議所から配布される販売前の前払利用券については、盗難、紛失等のないよう適切な保管を行うこと。
- (3) 利用者（消費者）が利用期間内に前払利用券を利用する旨を申し出たときは、当該利用日に利用日、氏名を記入させ、利用者から回収するとともに、前払利用券額面分のサービスの提供を行うこと。
- (4) 他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否すること。
- (5) 利用者（消費者）から回収した使用済み前払利用券は、商工会議所に提出するまでの間、適切に保管すること。
- (6) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、前払利用券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに商工会議所に報告すること。
- (7) 利用者（消費者）に不利益を与えることのないよう責任をもって営業を継続すること。
- (8) 販売されずに余った前払利用券の取扱いについては、有効期限終了後に商工会議所に返還すること。

6 参加申込手続きについて


(1) 申込方法

この「募集要項」に同意のうえ、「参加申込書」に必要事項を記入し、次の書類を添付し、①～⑤の方法で白河商工会議所に申し込みしてください。

(添付書類)

- 飲食店営業許可書の写し
- 前年の確定申告書の写し
 - * 個人事業主の場合・・・所得税申告書第一表
 - * 法人事業者の場合・・・法人税申告書別表一（一）
- 通帳の写し（表紙を開いて、口座番号とカナ氏名が記載されている部分をコピー）

(申込方法)

- ①窓口持参 } 〒961-0957 福島県白河市道場小路 96-5 ☎0248-23-3101
- ②郵送 }
- ③FAX (0248-22-1300)
- ④Eメール (cci@shirakawa-cci.or.jp)
- ⑤WEBフォーム (Google アカウントが必要です) → QRコード → 

(2) 申込期限

令和2年6月12日(金) 17時まで

* 申込期限までにお申しいただいた参加取扱店をチラシ等で消費者に周知します。

* なお、7月31日まで申込は随時受付しますが、周知方法はWEB掲載となります。

(3) 申込後の登録及び利用券の交付

- ① 申込登録後、「取扱いのお願い」・「前払利用券」・「ポスター」・「追加配布申込書」・「請求書」を配布します。
- ② 初回の前払利用券の配布枚数は、申込書に記載の枚数分を配布します。
ただし、1回あたり個人事業主 300枚、法人事業者 600枚を限度に配布します。なお、予算額に達した時点で販売数を終了する可能性があります。

(4) 留意事項

- ① 登録後であっても申込内容に虚偽・不備等があった場合や「募集要項」に違反する行為が認められた場合、登録を取り消す場合があります。
- ② 前払利用券の2回目、3回目の配布を希望する取扱店は、追加配布申込書により商工会議所に申込書の提出をお願いします。

7 プレミアム分の支払いについて

飲食代金として前払利用券を回収した取扱店は、プレミアム分の金額を以下の方法で請求していただきます。

(1) 請求方法

- ① 請求書と回収した利用券を添えて、商工会議所窓口(来所)へ請求してください。

(2) 請求時期

次の2回とします。

- ① 11月末までの使用分 ⇒ 12月25日(金)までに商工会議所に請求。

- ② 1月末までの使用分 ⇒ 2月26日(金)までに商工会議所に請求。

なお、2回に分けずに1月末までの使用分を一括で請求することも可能です。

(3) 請求可能期間

令和3年2月26日(金) 17時までとします。

この期間を過ぎてからの請求には一切応じられませんので、必ず上記期間中に請求手続きをしてください。

(4) 支払い

請求に基づき、商工会議所から各取扱店の指定口座に振り込みいたします。

8 利用の流れ

